

# みんなの県政

1974/3

NO.62 富山





# 生活の安定にとりくむ

物価問題の解決は、いまや政治の重要課題です。田中首相は正直者がバカをみないように社会的公正を確保し、経済社会の混乱を未然に防止するため「国民生活安定緊急措置法」と「生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置法」に関する法律の生活一法を機動的に運用、物資の需給調整、価格の適正化、投機的行為の抑制をはかっていくという方針を明らかにしました。これをうけ県でもいち早く一月一八日には「県民生活安定緊急対策本部」を発足させ、県政当面の最重要課題として取り組んでいます。

生活一法にもとづく知事への権限の委任にともない、価格の監視、立入検査の実施など具体的な県民生活の安定へ力を注ぐ中で、中田知事は、「美のある物価対策をすすめる生活安定行政の使命と役割の大きさを深く認識し、不退転の決意で望む」と強く表明しています。

県の一連の物価対策のうごきを追ってみました。

## ■今月の園芸

「桃」  
バラ科の落葉木、中国産。  
葉は披針形、4月頃淡紅または白色の五弁花を開く。  
果実は大形球形で美味。



## みんなの県政

1974・3・もくじ

●生活の安定にとりくむ	1~7
●事務処理が早くなります	8~9
●ふるさとのほし	10~11
●みんなの県民相談室	12~13
●話しあいみんなで築こう明るい家庭	14
●県政雑話	15
●物価と家計簿	16~17
●スギ間伐材の新しい用途	18
●くらしの知恵	19
●トピックス	20

### ●表紙せつめい●

ひな菓子・金花糖  
表紙の写真は、金花糖とよび砂糖をとかして型に入れ筆で色をつける素朴なお菓子。  
ひな人形に白酒、ひし餅、いり菓子を供えるのはいずこも同じだが、この金花糖をそなえるのは富山と石川だけらしい。  
山海の産物をミニチュアにつくってある。





出勤前の物価Gメン

### 企画調整班と情報班

企画調整班は安定本部の総合的な役割をはたし、本部各班との連絡調整、会議の招集、あるいは公共機関との連絡調整をはかりながら幅の広い企画と今後の対策をたてていきます。

情報班は生活の安定に関するさまざまな情報の収集とそれを提供する役目を果たします。

県下の行政機関、安定本部の各物資班、民間協力店からの生活関連物資の価格と需給の動向など、あるいは県民の方からの情報を多面的にとらえ、それらを体系的にあつめ、分析し、企画調整班と協力しながら、今後の物価対策の資料とします。

また、収集した情報の中から消費者にとって必要なものを情報伝達のあらゆる手段を通じて流しています。

手段としては、各報道機関への情報提供を主に、県の広報媒体（テレビ、新聞、月刊誌）の利用、消費者ダイヤルによる毎日の案内などにより、適確で迅速な提供をはかっています。



対策本部の設置

県は、一月十八日から中田知事を本部長とする「県民生活安定緊急対策本部」を発足させました。

最近の急激な物価上昇や生活必需品の需要と供給のアンバランスなど、異常な経済事態に立ちむかうためにつくられたものです。

いままでの物価対策プロジェクトチームと県石油等対策本部が一元化され、「国民生活安定緊急措置法」生活関連

物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」の県での業務をはじめ県における物価行政の総元締めとして、県民生活の安定に全力をあげてとり組んでいます。

県民生活安定緊急対策本部の事務局は、企画調整班、情報班、商工物資班、農林水産物資班の四班からなっています。

この本部では、

- (一) 物資の需給改善
- (二) 物資のあつ旋相談
- (三) 標準価格制の監視などを行なう

ほか、とくに生活安定に関する情報の収集と消費者への情報提供や生産行政と流通行政、物資の輸送などの各行政間の連携、調査などを行ない、生活安定対策の各部門のアンバランスの是正に力点をかけています。

情報班から出された生活安定情報

## ちり紙、トイレットペーパーに標準価格

表示の例

ちり紙	
1. 標準価格	
白ちり紙	235円
800枚(一組)	
2. 当店の販売価格	
白ちり紙	—円
700枚(一組)	—円
同ソフト加工	—円
2,000枚(一組)	—円
同ソフト加工	—円
枚(一組)	—円
同ソフト加工	—円
枚(一組)	—円
同ソフト加工	—円
黒ちり紙	—円
2,000枚(一組)	—円
枚(一組)	—円

トイレットペーパー	
1. 標準価格	
古紙もの55% 4個	220円
65% 4個	240円
パルプもの60% 4個	240円
2. 当店の販売価格	
古紙もの55% 4個	—円
同ソフト加工	—円
60% 4個	—円
同ソフト加工	—円
65% 4個	—円
同ソフト加工	—円

お店のみなさんは、必ずこのように表示しましょう

2月1日から、ちり紙、トイレットペーパーにも標準価格が決められています。

灯油、プロパンガスは1月から標準価格がきまっています。

富山県内の代表的品目と販売価格	
●白ちり 700枚	200円以下
●同ソフト加工	210円以下
●白ちり 2,000枚	500円以下
●同ソフト加工	600円以下



富山県内の代表的品目と販売価格	
●古紙55% (4個)	220円以下
●古紙65% (4個)	240円以下
●パルプ60% (4個)	240円以下
●古紙45% (4個)	200円以下
●古紙90% (4個)	250円以下
●各種ソフト加工	250円以下
●各種段に8回プラス	

灯油の場合の1例

家庭用灯油(小口業務用を含む)	
標準価格	
18リットル(配管取付費用込)	380円
販売価格	
18リットル(配管取付費用込)	—円

LPガスの場合の1例

家庭用LPガス(小口業務用を含む)	
標準価格	
10kg正味(配管取付費用込)	1,300円
販売価格	
10kg正味(配管取付費用込)	—円

### みんこの県政 県広報

NO.50



このお店ちゃんと表示してあるわね 賢いママさんのチェック

物価情報、協力店をつくる

物価の相談

活躍中、物価Gメン



山積された物資



石油販売店で調査する商工物資班

### 農林水産物資班

この班は三九名、いわゆる買い占め防止法による農林関係指定物資、大豆、大豆油、大豆油カス、丸太、製材、合板、生糸、しょうゆ、精製糖九品目について価格動向、出回り状況の調査を中心に活躍しています。

あわせて販売店が同時に販売している小麦粉、調味料なども対象に調査を実施。さらに商工物資班と連携のもとに、同一店舗の合同調査、あるいは卸売業者を対象にした実態調査なども行ない、それらをもとに販売価格の値下げ指導、物資の流通改善など指導勧告に努めています。

### 商工物資班

この班は総勢四七名、七班にわけ全県下の小売店を対象にいわゆる生活安定法の指定品目―灯油、LPガス、トイレットペーパー、ちり紙―の標準価格の表示がなされているか、標準価格以上で売られていないか、さらに価格

の表示がわかりやすく行なわれているかに目を光らせています。  
あわせて買い占め防止法にもとづき生活関連物資―洗剤など―の買い占め防止が実施されているか、卸売店段階にまで調査を拡大、適正な流通価格の指導と需給の調整につとめています。



調査品物は店頭で手にとって

### 行政機関の 総力結集

県と国の地方行政機関が協力して、より幅の広い物価対策をと、「富山県物価安定緊急対策協議会」が二月一日から発足しています。

この協議会は県と行政監察局、北陸財務局、税務署、税関、食糧事務所、

通産局、検察庁、専売公社、国鉄など国や公社の機関で構成され、行政機構が総力をあげて物価問題に取り組みようというものです。

生活三法による対策―立入検査や違反の適発、情報の収集と交換、生活関連物資等の供給確保、物資の価格と需給動向調査のほか、物価対策のうえで必要なことを行ないます。

### 市町村にも 安定対策本部

県生活安定緊急対策本部は、県下市町村の商工担当課長を招き、市町村に生活安定本部のような組織と窓口を設けるよう要請しました。

会議では、県の対策本部の組織、業務内容のほか、生活三法の概要と法律に伴う知事の権限委譲などを説明したあと、石油、LPガスなどのほか、買い占め防止法防止法の対象になっている二品目について情報の収集と提供を住民と直結する市町村の協力を得なければならぬ面が多いところから招集されたものです。

その結果九市一三町二村が早々に生活安定対策本部を発足させ、残りの町

### 民間協力店の 設置

生活必需品の消費動向、価格の動向をすみやかに把握して、県の物価行政に反映するため、県の各地域に情報収集協力店を二五店設置して二週間ごとに報告をうけています。

この情報を整理して生活安定対策行政の一助とするほか、一般人に「消費者ダイヤル」などを通じてPRして

消費動向、価格動向の調査対象としては、その時々が必要に応じ、増減することとしています。二月末日現在報告をうける品目は次のものです。  
しょうゆ、食用油、みそ、小麦粉、ラーメン、砂糖、合成洗剤、台所用洗剤、浴用石けん、化学調味料、ポリバケツ、ナブキン、ガゼ、ノートブック、練り歯みがきの一五品目です。



市町村にも設置を要請



消費者の協力も必要

### 一、標準価格制度

県民生活安定緊急対策本部の活動のよりどころとなるいわゆる生活二法の概要を紹介しましょう。

昨年の十二月に「国民生活安定緊急措置法」という法律ができました。これにより、国民生活に欠くことのできない物資が、異常に高騰したり、または高騰のおそれのあるときに、国民生活を守るために、法律によって価

格を定めることができます。

この法律で定められた価格のことを「標準価格」と呼んでいます。

今のところ、標準価格が定められているのは、次のように灯油、LPガス（以上一月十八日から実施）ちり紙、トイレットペーパー（以上二月一日から実施）の四品目です。

- 一、灯油 十八日 正味店頭売 三八〇円
- 一、LPガス 十日
- （配達取付費用込み）一、三〇〇円
- 一、ちり紙 白ちり紙八〇〇枚

- 一、トイレットペーパー
- 古紙もの 五割 四個二二〇円
- 〃 五割 四個二四〇円
- パルプもの 〇割 四個二四〇円

標準価格が設定されますと、小売店では、標準価格以下の値段で売らなければなりません。万一、標準価格をこえますと、県では値段を下げるよう指示しますが、なお指示に従わない場合にはその店を立ち入り調査したり店の名を公表したりして効果を上げるようになります。

### 二、買い占め、売り惜しみの取締り

わたしたちの生活に欠かせない物資を買い占めや売り惜しみに多量にかかえこんでいる人たちに、そのような行為を一切禁じるため、さきに国会で「生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」いわゆる買い占め防止法が定められました。この法律で定められている生活に欠かせない物資とは、大豆、ちり紙など二七品目です。二七品目は、大豆、大豆油、大豆油かす、丸太、製材、合板、印刷用紙、ちり紙、トイレットペーパー、京花紙、ティッシュペーパー、綿糸、綿織物、医療用ガーゼ、羊毛、羊毛糸、毛織物、生糸、絹織物、揮発油、灯油、軽油、重油、液化石油ガス、合成洗剤、精製糖、しょうゆ。

むしろ望ましいというのが、標準価格と販売価格の関係です。標準価格を超える値段で売っている店がありましたら、県民生活安定緊急対策本部（電話富山④四二一内線四八五）へお知らせ下さい。県ではただちに必要な手当をいたします。

また標準価格に指定された物資を売るすべての店は、たとえば、灯油の場合を例にあげると  
表一のように標準価格と販売価格（実際に販売する価格を対比させて、消費者の見やすいように表示しなければなりません）  
ここで標準価格と販売価格の関係を少し説明しますと、お店の販売価格は必ずしも標準価格で売らなければならぬものでなく、標準価格以下のお値段で売って一向に差しつかえありません。標準価格以下で売られるほうが、

表1

家庭用灯油(小口業務用を含む)		
標準価格		
18ℓかん	正味店頭売	380円
販売価格		
18ℓかん	正味店頭売	円
	配達料	円
200ℓかん	正味店頭売	円
	配達料	円



はり出された標準価格

県では、違反者に対する立ち入り検査をこの法律に基づいて、二月一日からおこなっています。みなさんのご近所で、これらの品物の買い占め、売り惜しみがありませんか、積極的にご連絡ください。連絡先は、県庁、県民生活安定緊急対策本部（電話は富山三二局四二一内線四八五）。

県民のみならず、県に対して、許可、認可、免許などを申請された場合、これについて県が行わなければならない仕事の処理期間について定めた規定（「許認可等事務の標準処理日数に関する規程」といいます）が今年の一月一日から実施されました。

この規程の目的は、まず第一に、県民のみならずからの申請にもとづいて、必要な事務処理を行なう県の職員に、その事務処理の標準日数を示すことによつて、事務処理の迅速化と適正化をはからうというものです。

迅速化とは、いうまでもなく、事務処理に要する期間をできるだけ短くして、許可や認可を申請された人の便宜をはからうということとす。

では、適正化とはどんなことでしょうか。行政機関が各種の申請を許可あるいは認可すると、大なり小なりまわりの人々に影響を及ぼします。

このため、許可や認可については十分なチェックを、という要請があります。

この規程を定めるにあたっては、許可や認可を担当する機関について実態調査を行ない、それぞれの許可や認可の申請一件について迅速化と適正化という相反する要請を満たしながら事務処理を行うために必要な期間を把握して、標準処理日数を定める基準にしました。また、県民のみならずにとつては、今後、許可や認可、免許などの申請をされる時に、この規程を見ていただければ、何日位で回答が出るかおおよその目安をつけることができます。

# 事務処理が

# 早くなります



規程の具体的な内容について、ご紹介しましょう。特に申請件数の多い許認可事項についての一覧表を例示してみました。ご覧下さい。主管課名という欄は、その許認可事務を担当する県庁の課を示します。次にいろいろの許可や認可の名称とその根拠となる法令が示されています。

受理機関というのは、その許可や認可についての申請を受付けるところであり、受理機関というのは、その申請について最終的な決定を行なうところです。

標準処理日数は、「それぞれの許可や認可の申請に対する県の決定を、この日数のうちで、できるだけ速く、かつ適正に行なわなければならない」とされる日数です。

この規定における日数のかぞえ方は、申請を受理機関が受付けた日の翌日から起算して申請に対する決定を申請者に通知する日までとしています。

なお、この規程には、県民の生活に直接関係のない許可や認可、あるいは申請件数がごく少ないもの、特殊な許可や認可で一般的に何日と処理日数をきめにくいものなどは除いてあります。

この規程についてもっとくわしくお知りになりたい方は、県の総務部電子計算課（富山三二―四一―一）へお問合せ下さい。また、実際に許可や認可や免許などの申請をされるから、いつごろ通知があるかを知りたいときは、申請を受付けているところの担当職員におたずね下さい。

## 規程表からの抜すい

事務名	根拠法令	受理機関	処理機関	標準処理日数
狩猟の免許	鳥獣保護及び狩猟に関する法律第3条	自然保護室	自然保護室	5
狩猟の免許	同法第3条	農地林務事務所	農地林務事務所	15
鳥獣の飼養許可	同法第13条	"	"	5
登山届済書の交付	富山県登山届出条例第5条第1項	自然保護室	自然保護室	10
公益法人の設立許可	民法第34条	総務課	総務課	30
不動産取得税の還付	富山県税条例第85条第7項	県税事務所	県税事務所	30
自動車取得税の還付	同条例第173条の10	"	"	30
戦傷病者療養給付の認定	戦傷病者特別援護法第10条	社会福祉課	社会福祉課	5
児童福祉施設の設置認可	児童福祉法第35条	婦人児童課	婦人児童課	30
児童扶養手当受給資格者、手当額の認定及び証書の交付	児童扶養手当法第6条	"	"	30
特別児童扶養手当受給資格者手当額の認定及び証書の交付	特別児童扶養手当法第6条	"	"	30
へき地保育所の指定	へき地保育所設置要綱	"	"	30
身体障害児童の補装具の交付	児童福祉法第21条の6	社会福祉事務所	"	30
保母資格証明書の交付	児童福祉法施行令第13条第1項	婦人児童課	"	10
病院、診療所の開設許可	医療法第7条	保健所	医務課	15
救急病院等の認定	救急病院等を定める省令	"	"	30
准看護婦の免許	保健婦、助産婦、看護婦法第8条	"	"	30
医療機関の指定	結核予防法第36条	"	公衆衛生課	15
小児慢性疾患治療研究費支給決定	児童の慢性腎炎、ネフローゼ及びびぜんそくの治療研究事業実施要領	"	"	10
養育医療給付	母子保健法第20条	"	保健所	5
温泉利用許可	温泉法第12条	"	環境衛生課	20
食品営業の許可	食品衛生法第21条	"	保健所	15
食品営業の許可	同法第21条	"	環境衛生課	20
通訳案内業の免許	通訳案内業法第3条	観光物産課	観光物産課	20
農地の転用の許可	農地法第4条	農政課	農政課	30
漁船の登録	漁船法第9条	水産課	水産課	5
内水面漁業許可	富山県内水面漁業調整規則第6条	"	"	10
一般建設業の許可	建設業法第3条	土木事務所	管理課	30
道路の占用許可	道路法第32条	"	土木事務所	15
土石等の採取の許可	河川法第25条	"	"	15
都市計画施設等の区域内における建築許可	都市計画法第53条	都市計画課	都市計画課	10
屋外広告物の許可	富山県屋外広告物条例第5条	土木事務所	土木事務所	5
二級建築士の免許	建築士法第5条	建築住宅課	建築住宅課	10
開発許可	都市計画法第29条、第43条	土木事務所	"	60
土地改良区の新規土地改良事業施行認可	土地改良法第48条第7項	農地林務事務所	耕地課	60
木材業者の登録	木材業者登録条例第3条	"	農地林務事務所	5

# ふるさとのはら

—富山県の橋'74



春まだ寒い川風をつつきり、工場  
群へ走るトラック。  
萩浦橋を往きかう車の響きをもの  
どもせず白いユリカモメが羽根をや  
すめる。  
笹舟が一艘、寂とした中にたゆた  
い、ねこやなきがふくらんでくる。  
ひっそりした早春のひととき。  
ただ橋だけが息づいているようだ。

うけたまわります

# みんなの県民相談室

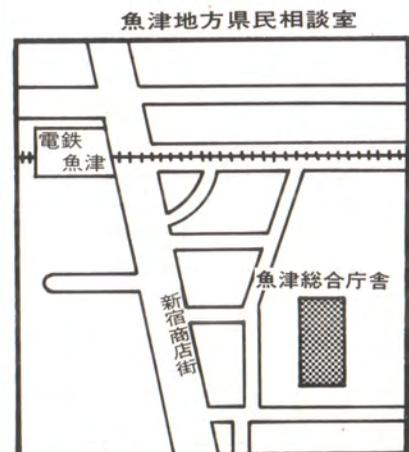


みなさんと県政を結ぶ「相談室」は、いつでも県政に対する要望や、ご意見、ご相談をうけたまわっています。それぞれの問題は、県の担当専門職員と一緒に解決の方法を見い出します。さらに建設的なご意見などは、県政の施策にとりいれるなどしています。相

談室はすみよい富山県にするための重要なパイプです。この「県民相談室」は、県庁、県民課の窓口のほか、高岡地方県民相談室、砺波地方県民相談室、魚津地方県民相談室が設けられています。場所は次のとおり、県の総合庁舎の中にあります。

『県民電話』  
県民電話は、相談専用の電話です。おつとめが終ってから、あるいは夜半でも富山31-3131をダイヤルしていただければ、ご質問をテープレコーダーに録音して、翌日、ご返事をさしあげるものです。

富山県県民課 〒930 富山市新総曲輪1-7 ☎(0764) 31-4111  
高岡地方県民相談室 〒933 高岡市本丸町12-25 ☎(0766) 22-5101  
魚津地方県民相談室 〒937 魚津市新宿10-7 ☎(0765) 24-5311  
砺波地方県民相談室 〒939-13 砺波市幸町1-7 ☎(07633) 2-5151



児童手当制度は、児童を養育する人に「児童手当」を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成と資質の向上をはかることを目的として昭和四十七年一月から実施されています。

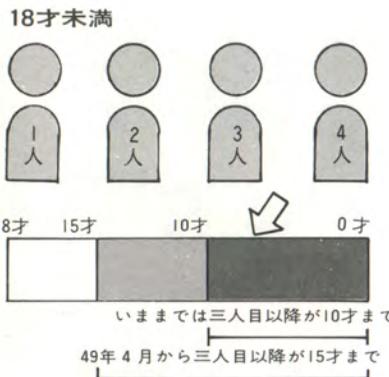
児童手当は、満二歳未満の児童を三人以上養育し、その三人目以降の児童が一定の年齢以下の場合支給されています。これまでは、三人目以降の児童の年齢が一〇歳未満（昭和三十八年四月二日以後に生れた児童）までが対象となっていました。

昭和四十九年四月から次の要件にあてはまっているときに支給されることになりました。

(一)一八歳未満の児童を三人以上養育しており、三人目以降が義務教育終了前（昭和三十四年四月二日以降に生れた児童であること）  
なお、盲学校、ろう学校、養護学校の中学部に在学する児童や就学義務を

## こどもを二人以上お持ちの方は

### ●児童手当の支給範囲の拡大●



●新しく支給される場合  
**16歳 14歳 12歳**  
4月から12歳の児童1人分  
月3,000円

●増額される場合  
**17歳 14歳 12歳 7歳**  
3月まで7歳の児童1人分  
月3,000円  
4月から12歳と7歳の児童2人分  
月3,000円×2=6,000円

免除あるいは猶予されている児童については、一八歳未満であれば義務教育終了前の児童に含まれます。  
(二)養育している人の収入が一定の額、例えば扶養親族五人の場合、二六八万円（この額は昭和四十九年六月から引き上げられる予定）に満たないこと。  
また、各種の福祉年金、児童扶養手当などを受けている方でも支給の対象になります。

このように三人目以降の児童手当の支給を受けている人でも、ことしの四月から支給の額が増えたり、新しく支給されることになりました。  
支給範囲の拡大によって、県下で約一、二〇〇名の方が新しく児童手当を受けられることになりました。  
新たに該当する方や現在の額より増える方は、住所地の市町村役場で児童手当の請求手続をとってください。手続は三月末までに行っていたかかないと四月分から受けられなくなります。

# 話しあい みんなで築こう 明るい家庭



子どもを立派に育てるには、その家庭が明るく、健康であることが必要です。ところが多くの家庭は、いろいろな事情で家族そろって話し合うことがなかなかできないことがあります。

そこで毎月一回「家庭の日」を定め、この日を家庭だんらんの日として、みんなで話しあい、みんなで楽しみ、家族全員がしあわせに暮らしていけるようにというものです。

◇第三日曜日に  
「家庭の日」は、全県的に昭和四十一年四月から毎月第三日曜日としています。

◇一日を、家族みんなで過ごすことができな場合は夕食から「家庭の日」の時間としたり、また、第三日曜日が都合がわるければ、別の日を設けることも考えられます。

◇おすすめ方

「家庭の日」には、次のようなことを取りあげてみたいものです。

◇しかし「家庭の日」の行事は大きにしたり、お金をかけすぎることは好ましくありません。長続きのするやり方を工夫して、話し合いの結果や家族団らんの楽しいふん囲気を毎日の生活に生かしましょう。

◇家族みんなで一日の出来事や、将来の希望などを語りあいながら、共に喜び、励まして、お互いに理解と信頼を深めましょう。

◇今日の出来事や日ごろ思っていることを話しあう

◇テレビや本を読んで、感じたことを話しあう

◇祖先の労苦や将来の計画などを話しあう

◇出稼ぎに出ている人や、家庭を離れている人と便りを出しあう

◇家族みんなで楽しむ

◇みんなで歌い、みんなで遊ぶなど、楽しいふん囲気の中で豊かな情操を養い、家族の融和をはかりましょう。

◇家族そろって夕食を楽しむ

◇家族そろって野外に出かけ自然に親しむ

◇家族みんなで力を出しあう

◇ひとつの仕事やみんなが力をあわせて行なうとか、家庭内のことをみんなで分担するなど、仕事を通じて家族同士の愛、協同の気持ちをつちかい、美しい環境と勤労を尊ぶ風風をつくるようにしましょう。

◇力を出しあって、家の内外を掃除する

◇お互いに分担して、部屋を飾ったり、花などを飾る

◇力をあわせて、日曜大工や、日よけ、雪がこいなどの仕事をする

◇社会の協力

「家庭の日」は、各家庭が自主的に行なうものですが、これを押し進めるため、社会の協力も必要です。

◇それぞれの機関や団体は「家庭の日」を大きな県民運動として盛り上げるため、その組織の力を生かして、積極的に押し進めてください。

◇「家庭の日」には、公的な行事をさげ、すべての県民が家族そろって楽しい一日を過ごすようにする。

◇「家庭の日」は地域ぐるみで行なわれるよう業務によって休日や「家庭の日」にあわせて、閉店時間を繰りあげるなどによって協力する。

- ## 「家庭の日」12か月
- テーマをもって—
- 1月●新しい年を迎え、一年の計画をたてよう
  - 2月●みんなに迷惑をかけないよう身も心も健康にしよう
  - 3月●進学、卒業、就職を祝福しよう
  - 4月●成長を祝い、希望と勇気をもって進もう
  - 5月●みんなで美しい花を咲かせよう
  - 6月●家をきれいに、明るい町をつくろう
  - 7月●太陽の下で、からだをきたえよう
  - 8月●祖先の労苦をしめ、郷土の歴史に目をむけよう
  - 9月●おとしよりをうやまい家族の心を結び合おう
  - 10月●みんなでスポーツを楽しみよい本に親しもう
  - 11月●働く人に感謝し、自分でできる仕事や奉仕につとめよう
  - 12月●一年をかえりみ、しあわせな家庭を喜ぼう

# 県政雑話

## 置県九十周年を迎えて 藩から県へ

### 《バンドリ騒動》

### 忠次郎の処刑と義人の碑

忠次郎が騒動の旗を立ててから一年目の翌年十月、初めて白洲(法廷)に引き出された。そして数回にわたって尋問が行なわれた結果、騒動を起こしてから丁度一年目の明治三年十月二十七日、ついに斬罪に処せられた。副首領格の浅生村の伊七郎は準流十年のところ、病氣故をもって贖金(罰金)十両をもって許され、塚越村の宗十郎は、徴役十年のところ改心の兆ありとして七年に減刑され、同村の与三兵衛は免罪となった。

また忠次郎決起に尽力した竹内村の仁右エ門(堀)は、当時奉行留となっていたが、忠次郎処刑の日をもって自由の身となった。なお、仁右エ門は明治四十一年十月十八日死亡したが、九十二才の天命があった。

また忠次郎の碑はさきに、塚越村の路傍にさびしく土に埋れていたが、



昭和五年(一九三〇年)、有志の人々によって同地八幡神社の境内に往年の義侠を偲び「義人の碑」として、立派に建立された。(おわり)

◇ いわゆる時代は江戸期二百六十余年の夢も破れて、封建藩主も明治二年六月十七日版籍奉還となった。藩

主殿様も知藩事と改称、近代国家の芽生えとなったが、その十月十七日から藩改期の最後を飾ったとは語弊があるが、前記塚越村の忠次郎が発頭人となって、中新川・下新川郡一帯の十村家を順次に襲って泊町にいたり、反転して入善町の西端青木村で十一月三日忠次郎が逮捕されるまで、数万人の農民が新川郡一帯に動

挿した。この年は全国的に一揆や打毀しが連続したが、その原因は御一新後も藩政が維持されることによつて、庶民におよばなかつたことに対する不満によるものであった。ことに越中の場合はこのほかに、十村やその手代の年貢取納の酷烈さに対する農民の不満が爆発したのであった。

なお二十九日夜から十一月二日泊町に到る三日間に、打毀したり焼き払ったかすは次のようであった。

被害世帯 五〇世帯  
家屋取毀し 三六軒  
土蔵取毀し 一九棟  
納屋取毀し 四棟  
戸障子取毀し 四棟  
家屋焼き払い 八軒  
土蔵焼き払い 一一棟

なお忠次郎が捕われ、金沢に入牢中の口上書は、顛末あまさず長文に述べられ「越中史料」に所載されるが、以つて忠次郎の人となりがうかがわれ、その人傑だったことわかる。

(県史編さん専門委員 重杉俊雄)

《備考》  
この稿につき、さきに「越中史料」に登載ないがとあるが誤記。「富山県の歴史と文化」「立山の文化」(昭和四十八年発行)分にも詳細報告されている。

## 統計でみた物価の動きこの1年●富山市

石油危機、モノ不足と日増しにインフレ心理が広がり困惑の一九七三年であった。

昭和四十八年の富山市の消費者物価指数と主な商品の価格の動きを見てみましょう。

昭和四十五年を「一〇〇」とした総合指数は二一三・七となり、昭和四十七年の一一一・五に比べ二〇・九割と大きく上昇しています。このように大きく上昇したのは、昭和二十六年に調査をはじめ以来最高の数値を示していた昭和三十八年の八・六割を二・三ポイントも上回る記録的な上昇となりました。

次にこの記録的な上昇となったものの内訳を五大費目に区分して見てみましょう。

第二表で示すように、上昇率が一番大きいのは被服費で二一・九割(全国二・五割)、続いて住居費の一・五割(全国一〇・〇割)と大幅に上昇したほか、食料費が九・九割(全国二・三割)、雑費七・一割(全国七・五割)そして光熱費が二・七割(全国五・四割)となっており各費目とも前年の上昇率を上回っています。

そのほか季節商品(季節によって価格の変動の激しい生鮮魚介、野菜、果物)を除いた場合の総合指数の伸びは一・三割(全国一・一・五割)となっています。

以上、年間を通じて富山市の消費者物価指数の動きをまとめてみます。

第2表 昭和48年消費者物価指数及び対前年上昇率 富山市・全国

年	費目						
	総合	食料	住居	光熱	被服	雑費	季節商品を除く総合
昭和45年	100 (7.6)	100 (8.1)	100 (7.1)	100 (4.0)	100 (10.0)	100 (6.3)	100 (-)
富山市							
46	106.3 (6.3)	106.6 (6.6)	105.7 (5.7)	103.5 (3.5)	109.9 (9.9)	105.0 (5.0)	106.8 (6.8)
47	111.5 (4.9)	111.2 (4.3)	109.1 (3.2)	102.1 (△1.4)	116.3 (5.8)	111.9 (6.6)	112.7 (5.5)
48	123.7 (10.9)	122.2 (9.9)	121.6 (11.5)	104.9 (2.7)	144.1 (23.9)	119.9 (7.1)	125.4 (11.3)
全国							
昭和45年	100 (7.7)	100 (9.0)	100 (6.4)	100 (1.8)	100 (8.7)	100 (6.6)	100 (6.0)
46	106.1 (6.1)	106.0 (6.0)	104.8 (4.8)	103.7 (3.7)	109.0 (9.0)	105.9 (5.9)	106.4 (6.4)
47	110.9 (4.5)	110.1 (3.9)	109.1 (4.1)	105.3 (1.5)	115.0 (5.5)	111.7 (5.5)	111.6 (4.9)
48	123.9 (11.7)	124.4 (13.0)	120.0 (10.0)	111.0 (5.4)	139.7 (21.5)	120.1 (7.5)	124.4 (11.5)

注 ( )内の数字は対前年上昇率を示す。(△)は、比較なし

ほとんどなく、一箱当り四六三円と安定してきています。しかし、年明けの一月になって一挙に五八八円と二七割も値上がりし、品不足の影響が価格にも深刻にあらわれてきました。通産省では、メーカーに対して、前年の実績より三〇割多く生産するように要請するとともに、生産に必要な原材料や電力を優先的に供給するように指示し、品不足が解消するとともに価格も落ち着きをとりもどすものと思われれます。

『灯油(白灯油、詰替売り、配達、一八リットル入り)』  
昭和四十八年一月から九月まで三八五円と安定していたところ、十月からは毎月二〇円余りの値上がりがあり、これは需要期に入ったことに加え石油不足のショックが影響したものと考えられ、この間、約十六割も値上がりしました。なお、一月は四五三円となっております。一月十八日政府は、生活安定法に基づき灯油の標準価格を定め、価格

第1表 主な品目の価格の動き (47年と48年の比較)

品目	単位	47年12月の価格	48年12月の価格	1年間の率(%)
食パン	1キロ	196	238	21.4
即席ラーメン	1袋	28	35	25.0
あじ	100グラム	69	62	△10.1
さば	100グラム	18	30	66.7
いか	100グラム	44	75	70.5
牛肉(中)	100グラム	173	245	41.6
豚肉(中)	100グラム	120	120	0
ハム(上)	100グラム	118	138	16.9
キャベツ	1キロ	35	58	65.7
ほうれん草	1キロ	113	243	115.0
大豆	100グラム	26	59	126.9
しょう油	2リットル	270	370	37.0
みそ	1キロ	155	193	24.5
砂糖	1キロ	143	238	66.4
レモン	1キロ	385	303	△21.3
バナナ	1キロ	98	99	1.0
ちり紙	800枚	94	308	227.7
せんたく用洗剤	1箱	463	465	0
ベニヤ板	1枚	305	525	72.1
灯油	18リットル	345	445	29.0
プロパンガス	10キロ	800	1,225	53.1
ガソリン	1リットル	60	93	55.0
理髪料	1回	800	1,038	29.8
パーマネット代	1回	1,800	2,250	25.0

注 %欄の△印はマイナスを示しています。

今度は、その指数の中から今回品不足等で問題となった主な品目の価格がどのような動きを示したか、昭和四十九年に入ってからの動向とも合わせて見てみましょう。

『しょう油(濃口、上、二リットル入り、キッチン用)』  
昭和四十八年の三月まで二七〇円であったものが四月に五〇円高の三二〇円となり、その後九月まであまり動きがなく、十月からは五〇円高の三七〇円のまま続いており、しょう油は、他の品物と違って、実際には全国的に順調に生産されており、在庫の面でも十分ありますので品不足になることはありません。しかし、今後県外大手メーカーのもの

の輸送の面と空ビンの回収の面で多少一本当りの値段に影響してくるのではないかと推測されます。

県内メーカーのものについては、輸送等の心配がないので値上がりがないものと思われれます。

『砂糖(上白、一袋入り)』  
昭和四十八年の十月までは、価格の変動もなく順調な足どりでしたが、十一月になってキロ当り価格が一挙に四二円高となりました。十二月に入ってもさらにこれを上回る四三円高と、二か月続いて四〇円台の値上がりとなりました。

そこで県では、県内砂糖卸売業者に対して、価格の引き下げを要請、一方国では、投機防止法で取締まることともに生産の面や出荷の面でも関

係機関への要請処置をとり、価格の引き下げに努力しております。

『ちり紙(白ちり紙三号、クレープ付き八〇〇枚束のもの)』  
昭和四十八年秋ごろまではほとんど値動きのなかったちり紙が、九月一七日、十月六日、十一月四日、十二月十二日は八七円高となっていました。一月に入っていわゆる生活安定法に基づく標準価格がスタートとするなどの処置で一月は一八円高に納まりました。

『せんたく用洗剤(合成洗剤、粒状箱入り、二六五リットル入り)』  
昭和四十九年秋ごろから、全国各地で品不足のためベニヤ状態となり、心配されましたが、富山市の場合、昭和四十八年中は価格の動きは

第3表 富山市の品目別価格(1月)

品目	銘柄	単位	価格	12月かた前年(%)	品目	銘柄	単位	価格	12月かた前年(%)
あじ	丸(25cm~35cm)	100g	29	△3.3	豆腐	木綿ごし	100g	17	21.4
さば	丸(25cm~35cm)	"	29	△3.3	油揚げ	薄揚げ	"	96	7.9
いか	するめいか	"	-	-	納豆	糸ひき納豆	"	35	0
煮干し	かたくちいわし上	"	70	14.8	こんにやく	板こんにやく	"	23	0
牛肉	中	"	245	0	しょう油	濃口、上(2リットル)	1本	370	0
豚肉	中	"	120	0	みそ	並、米みそ	1kg	232	20.2
鶏肉	ブロイラー、腿肉	"	103	0	砂糖	上、白	"	249	4.6
ハム	プレスハム(上級)	"	138	0	食用油	天ぷら油(450g)	1本	115	5.5
ソーセージ	ウインナーソーセージ	"	83	△5.7	ソース	中濃ソース(360ml)	"	183	0
牛乳	びん詰(200cc)	1本	39	25.8	板材	ラワン材、たな板(1.4m×21.0cm×1.80cm)	1枚	440	6.0
バター	上、225g入	1箱	215	0	ベニヤ板	JAS、2類、ラワン材(182cm×91cm×2.7cm)	"	625	0
鶏卵	1個約60g	1kg	323	△4.7	灯油	白灯油詰替売り、配達	18リットル	453	1.8
ねぎ		"	115	△3.4	プロパンガス	家庭用(10kg)	1本	1,240	1.2
大根		"	73	23.7	理髪料	大人調髪(洗髪含む)	1回	1,150	10.8
にんじん		"	125	△3.8	パーマネット代	コールド(セットを含む)	"	2,500	11.1
ごぼう		"	188	15.3	ガソリン	現金売り	1リットル	93	0
玉ねぎ	葉玉ねぎを除く	"	146	5.8					

注 生鮮食品は上・中・下旬の平均価格、その他は中旬の価格です。△印はマイナスを示します。

『プロパン(家庭用、一〇リットル入り)』  
家庭用プロパンは、昭和四十八年一月から十月まで八五〇円であった

安定の歯止めとし、これを受けて県の生活安定本部では、市町村の協力を得て標準価格を超える価格で販売している店には価格の引き下げを要請するとともに、販売店の立入調査やその他、価格の監視等を行なった結果、価格は日増しに安定に向かいました。

ものが、石油削減と原料高を理由に、十一月一、二五〇円、十二月一、二二五円と順次値上がりし、一時は一本当りの価格で一挙に三〇〇円も値上がりしました。その後、法律の強力な規制等により、一月は一五円高の一、二四〇円にとどまっています。

なお、県の生活安定本部でも、必要量の確保と価格の抑制に取り組んでいます。



木材資源が今後不足してくる事態も考えられる昨今、いままでも利用価値の低いものとしてみられていた間伐材の新しい利用が開発されました。

県の木材試験場で昭和四十七年度から間伐小径木（直径一〇センチから二〇センチ）の材質試験と加工試験を行なった結果、一般の建築用の材料として利用できる方法を見い出しました。

長野県産のカラマツ間伐材についての実物測定で、強度や曲げの強さなどから素材のままでは到底一般建材として使用できるものではありませんでした。

これら間伐材は、節が多く、未成熟なうちに伐採するため強度も低く、加工面でも乾燥するとねじれ、狂いが生じやすい、カンナの乗り方が悪いなどの欠点があります。

このためいままでも、この用途はチップ（バルブ用原料）、足場丸太、電柱、土木仮設材など付加価値の低い形でしか利用されませんでした。

一方、全国の半分を占める北海道産のカラマツ間伐材のうち、民有林の伐採量は昭和四十六年までは五万から九万㎡でしたが、昭和四十七年には一四万㎡、昭和四十八年二四万六、〇〇〇㎡、昭和四十九年四〇万七、〇〇〇㎡、昭和五十年には九三万二、〇〇〇㎡と推定されます。適当な加工法をみつけることによって、極めて有効な資源となりま

そこでこれらの低級な間伐小径木をラミナと呼ばれる厚さ約二〇mmの板に製材し、乾燥したのち、節などの欠点をとり除き、特殊な接着材を用いて五枚ずつ積層接着して、柱や梁に仕上げました。

長野県のカラマツ材のみを積層した柱では、素材の約一・五倍の強さになっています。さらにこの長野県産カラマツとソ連産カラマツを特殊な構成で

積層した柱は、素材の強さの二倍に達し、一般建築材として充分使用できることが確認されました。

現在、この手法を県内産のスギ間伐材にも適用して鋭意研究をつづけています。本県民有林のスギ間伐材の年間伐採可能量は、約一〇万㎡で、製材の歩留りを五〇割として五万㎡の製材品が得られます。

これらの木材で木造住宅（一〇〇㎡）を建てると約三、〇〇〇戸分になります。価格面でも、いままでの主伐木を原料とした集成材の六割から七割程度で製造ができるので期待されます。

間伐とは  
抜切り、間引きともいい、森林で樹木が成長するにつれて一本一本の樹木の間をせりあい激しくなり、個々の木の肥大成長が落ちるだけでなく、個体間に優劣を生じ、劣勢なものは枯れ

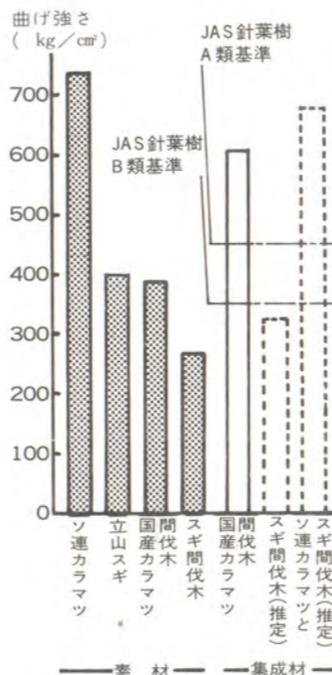
ていくので、せりあいをやわらげて残った木を健全に育てるために樹木の一部を切り、残った木に陽光と空間を与えるとともに劣勢な木や欠点のある木、有害な木を切る作業です。

間伐の程度とくり返しは生産の目標によって異なりますが、その調節によって生産物の質のある程度支配することができま

わが国の森林で、戦後植えられた分が、昭和四十七年ごろから間伐期に達し、スギ、ヒノキは各地から、カラマツは北海道、長野、東北の各造林地から年ごとに出材量が増加しています。日本全国の木材需要量は、約一億㎡、その六〇割は外国材で補われています。

この間伐材を有効に利用することは、国内木材の有効供給につながり、健全な森林育成に必要な作業も円滑に行なわれることとなります。

県産スギ間伐材複合集成材と各種素材の強度の比較



入学シーズンも間近になりました。デパートや家具店などで新学期用品セールが行なわれていますが、もの不足ムードや物価高は学用品にもおよんでいるようです。胸ふくらませる子どもたちとはうらはらに、昨年より全般的に二〜四割も値上がりしているところあって、学用品選びも親にとっては頭の痛いはなしです。

しかし、こんなときこそ子どもたちの学習意欲のわくもの、使いやすいいものを選んでやるのが大切です。

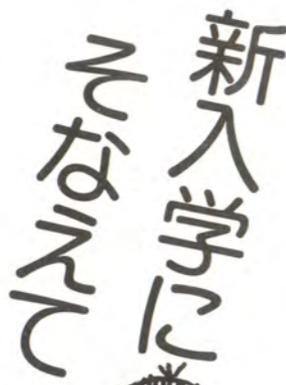
**【学習机・椅子】**  
入学用品の中で机が一番の大型商品になるわけですが、それだけに慎重に選ばなければなりません。

種類は木製とスチール製があります。今年も昨年まで圧倒的だったスチール机にかわって、やはり木製のものが落ちつくという声もあって、また木製のものがすこしずつ出まわっています。

**シンプルな平机を**

木製、スチール製いずれにしても時計、温湿度計かけい光灯、カレンダー、鉛筆削り器などの装飾品をとりつけたデスク用品があいかわらず幅をきかせています。

しかし、機のデラックス化は家計簿に大きく響くだけではありません。子どもが付属品ばかり気をとられ、落ちついて勉強できないとか、創造力が低下する心配があるといわれています。



また、めずらしがっていいじることあつて付属品の中には案外はやくこわれてしまうものがあります。故障したり、こわれてしまっても取りかえできなくてはいけません。

照明が固定されてしまうのも好ましくありません。窓から自然光線がとれるのにけい光灯を使用する必要はないわけです。

素材で備品の少ないものの方が成長に

応じて必要なものを取りつけてゆけるので、あきもこないし、長く使えます。

**机の高さに注意**

高さが一番重要なポイント。高すぎるとうまく書けず、目が上がりすぎて疲れますし、読むときは目の位置が近すぎて近視になりやすいので注意しましょう。

- \* 机の高さ(座高)は、子どもの背の高さ(座高)に1cm加え、10cm以内とする。
- \* 椅子の高さは、子どもの背の高さ(座高)に1cm加え、10cm以内とする。



子どもの机や椅子は高さが調節できる伸長式のものがあると便利ですが、とめ金具がしっかりしていてよく固定しているものを選ぶことが必要です。

**【ランドセル】**

皮革製のランドセルの場合は六年間無料修理の保証書をつけているものがほとんどですが、かといってあまり立派な大

きなものをかうのは考えものです。ランドセルが歩いているようなものでは行動が鈍くなるため危険です。小学校によっては小さくて軽いものを指定しているところもあります。

また最近の子どもの成長がはやいので、最初は大きすぎるくらいのもので買ったつもりでも、三年くらいで体位に合わなくなってきたりします。高価で大きなものを買うより、三年くらい使ってもらって小型の軽いものを選んで方が子どものためによいでしょう。

**【鉛筆・鉛筆削り器】**

最近の鉛筆は一本百円するものもありますが、一本三十円から五十円くらいまでのものが十分です。硬度はHB〜Bくらいのものでかめものが適当です。

鉛筆削り器には手動式のものや電動式のものがありますが、手動式のもので十分です。

以上個々の商品について見てきましたが、小さな子どもにあまりデラックスなもの、なんでもそろえてやるといっているものはよくありません。子どもはどうしてもめずらしい付属品のついているもの、マンガなどの書いてあるものをほしがりますが、机なら家庭内で利用できるものがあれば使わせたりして、成長にともなう必要なものを用意してゆくといいです。新しく求めるにしても実用性を十分に考えて選んでやるのが大切です。

# トピックス

## ● 県政のうごき ————— 1月1日～1月31日

### 1月5日 ● 日曜ごとに歩行者天国

県警察本部は、4月から歩行者天国を毎日曜日に行ない、交通事故死大幅減を旨とすることにした。

### 1月10日 ● 消費者ダイヤル設置

モノ不足や物価高に対し、正確な物価情報を電話で流しその日の買い物の目安にしておくと、消費者ダイヤル、テレホンサービスを県が富山市の県民会館内、消費生活センター内に設置した。  
番号は0764・41・0999（ヨイ・オ・ク・サン）



設置された消費者ダイヤル

### 1月14日 ● おおやま国体にきまる

昭和51年2月、大山町極楽坂スキー場で開かれる第31回冬季国体スキー競技会は冬季国体第2回準備委員会で「おおやま国体」と名づけることにした。

### 1月14日 ● 南米へ花嫁移住

アルゼンチンのブエノスアイレスへ花嫁移住する東砺波郡平村上梨の沼前道恵さんの壮行会が、県庁知事応接室で行なわれた。

### 1月18日 ● 生活安定緊急対策本部設置

県は、中田知事を本部長とする県民生活安定緊急対策本部を設けた。

これは、国民生活安定緊急対策措置法、生活関連物資等の買い占めと売り惜しみに対する緊急措置に関する法律の県委任事務の推進と生活必需物資の需給調整価格の安定に力をあげようというもの。

### 1月21日 ● 商工物資班くりだす

県民生活安定緊急対策本部、商工物資班の調査員が富山、高岡市内に出動。品不足と高値に、いま県民が困っている灯油、LPガス、洗剤などの価格や在庫、仕入状況をチェックした。

### 1月24日 ● 農林水産物資班も出動

県民生活安定緊急対策本部の農林水産物資班は31日まで、九つの市を中心に小売店の大豆、大豆油、しょうゆ、砂糖など農林水産物資の価格動向、出回り状況を調査した。

### 1月24日 ● 県民大学校基本構想

県生涯教育推進協議会は、県民大学校を建設中の県教育文化センター内に開校する基本構想をまとめた。

### 1月25日 ● 県体スキー競技大会

2年後に「おおやま国体」を控え、第26回富山県民体育大会スキー競技会は山田村牛岳スキー場で27日まで開かれた。

### 1月26日 ● 文化財防火デー

全国文化財防火デーとして国の重要文化財を守る運動が展開された。

県内でも指定文化財のある19カ所で防火訓練、防火査察が行なわれた。



知事の献血

### 1月28日 ● 中国青年団富山へ

訪日中の中国青年代表団のうち11人が富山県を訪れた。

富山県庁で知事代理の竹島出納長、高平県議会議長の歓迎のあいさつをうけたあと、東洋紡呉羽工場を見学、午後から「中国青年代表団友好の集い」に出席した。



県庁へ訪問した中国青年団

### 1月31日 ● 採血車しろはと2号始動

献血運動に機動力をつけようと、赤十字血液センターが購入した移動採血車「しろはと2号」が県庁で初仕事。さっそく中田知事が献血第1号として200ccを献血した。

“谷間に光を”



子供は風の子  
元気な子